

随意契約事由別 類型早見表

随意契約事由	類型区分
『競争性のない随意契約によらざるを得ない場合』	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

②従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについて、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するもの

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約 ⇒ 原則として価格競争による一般競争入札によるものとする。

・事務又は事業の性格等から、価格競争による一般競争入札により難い場合は、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。

・直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約 ⇒ 原則として総合評価による一般競争入札によるものとする。

(イ)審議会等により委託先が決定された者との委託契約……審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより透明性を高めるよう努めるものとする。

(ロ)調査研究等により必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかいないとしているもの……公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかになった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注)いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

ハ リース契約等

・複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれらに付随する業務に係る契約